

氏 名 錦田 愛子

学位（専攻分野） 博士（文学）

学位記番号 総研大甲第 1017 号

学位授与の日付 平成 19 年 3 月 23 日

学位授与の要件 文化科学研究科 地域文化学専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学位論文題目 離散と故郷ーヨルダンのパレスチナ系住民にみられる帰属
意識とナショナリズムー

論文審査委員 主 査 教授 中牧 弘允
教授 森 明子
助教授 三尾 稔
教授 白杵 陽（日本女子大学）
教授 長沢 栄治（東京大学）

論文内容の要旨

本論文ではヨルダン・ハーシム王国のパレスチナ系住民について、そのディアスポラ（離散）の現状を描出し、彼らの抱く帰属意識やナショナリズムについて分析をおこなう。故郷であるパレスチナを離れ、ヨルダンでの滞在が長期化する中、彼らのなかで両地はどのような存在と位置づけられているのか。彼らにとって故郷（ワタン）とは何を意味するのか。その考察材料として、筆者は以下の二点に注目する。ひとつ目は、故郷のパレスチナや、ヨルダン、およびその他の客地において、彼らが親類や友人との間に形成する関係性である。交流のネットワークを構築する中で、彼らが重視している点を、事例に基づき検証していく。ふたつ目は、故郷にまつわる記憶や体験、「遺産」などの継承・再解釈の様態であり、またヨルダンなど客地での滞在経験が彼らに与える影響を対象とする。これらの点を通して、両地に対する帰属意識が何を契機に自覚され、相互にどのような関係にあるのか検討を加える。

本研究のもととなる調査は、ヨルダンの首都アンマン市内の二地区を主な対象として、2003年2月から2005年3月の約2年間行われた。選定した地域のひとつは、経済的には低開発地域でありパレスチナ人の集住地区が形成されているWA地区である。もうひとつは富裕層が比較的多く住む数地域をまとめたR地区である。これら二地区の住民の間には、経済面だけでなく社会的にも隔絶が大きく、同じ市内に住居を構えながらも両者の生活圏は重ならない。こうした異なる環境に暮らす人々に注目することによって、筆者はヨルダン国内のパレスチナ人社会について、より一般的な特徴を指摘することができると考えている。

交流および移動のありかたについて、両地区のパレスチナ人は基本的に血縁関係の近い親族を中心とする往来関係を重視していることが確認された。しかし全般的な移動の目的や、関係が維持される対象、訪問のために移動する地理的範囲には差異が見出された。WA地区の人々は、遠隔地に住む親類の訪問を主な理由として移動を行い、その相手方には母方親族や姻族などの広い範囲が含まれた。それに対してR地区の人々は、移動の理由自体が実利的なものを含めて多様化し、訪問の対象となる親族の範囲は逆に限定されていた。移動の対象地は、WA地区の場合はパレスチナ、イスラエル、シリアなど隣接国にとどまるのに対して、R地区の場合は欧米諸国をも含めてよりトランスナショナルに展開していた。双方とも、居住地が拡散し、対面的な交流の維持が困難な状態におかれるなか、往来を基本として相互への「愛着」を保とうとしている。そうして構築される社会的関係が、ディアスポラにおける同朋意識の基盤として機能しているのである。

故郷や離散に関する記憶は、どちらの地区でも直接の体験者が高齢化する中、家族史の重要な一部分として語り継がれている様子がうかがわれた。WA地区では住民の出身村近くのダワーイマ村で起きた虐殺の記憶が、R地区では現在の経済的成功とは対照的な離散による土地・財産の喪失の記憶が、それぞれ語りの中心となっている。これらの記憶や、「遺産」と呼ばれる故郷からの継承物は、ヨルダンに住む彼らに故郷（ワタン）への帰属を想起させる契機となっている。記憶や「遺産」は、個別の出身地ではなく、パレスチナ全体に共通する要素でもある。そのため個々の記憶は全体の中に位置づけられ、彼らがパレスチナ人としての帰属意識を確認するのを助ける。帰属の対象である「ワタン」は、個

別の出身地から、パレスチナというネーションへと拡大することになる。

これに対してヨルダンには、彼らに現在の安定した居住環境を提供している。生まれ育った場所の存在や、周囲を取り巻く親類や友人との社会的関係は、客地に対する新しい帰属意識を生み出す。だがそれは、あくまで関係性の上に成り立つ帰属意識であり、ヨルダンという場所を必然とするものではない。その点は「ワタン」とは異なる。またパレスチナに対する帰属意識と、ヨルダンに対する帰属意識は、互いに矛盾なく並立することが可能である。そのどちらがより強く前面に出るかは、おかれた立場や場面によって異なる。彼らの間で両者は、むしろ戦略的な選択の対象となっているといえる。

パレスチナ・ナショナリズムについては、基盤となるべきネーション（国家）の不在や、周辺アラブ諸国と近似のエスニシティ状況でのパレスチナの位置づけ、ナショナリズム萌芽の時期などをめぐり、多くの議論が交わされてきた。だがそれらはどれも、西洋近代のナショナリズムの枠組みで、彼らの帰属意識を捉えようとしている。パレスチナ国家の建国を目指す方向性や、「ワタン」の範囲となる地域の確定自体が、オスマントルコ崩壊以降の近代化の波によってもたらされたことは否定できない。しかし彼らのパレスチナへの帰属意識を、シオニズムなどの他者との遭遇や、アラブ・ナショナリズムとの関係にばかり帰することはできない。そこにはより根源的な、土地や地域社会への「愛着」が存在すると考えられる。筆者はそれを、彼らが用いる「ワタン」という言葉の中に読み込んだ。「ワタン」はパレスチナ人にとってナショナリズムの中核であり、それによって故郷の地を、他とは代替しがたいものにしていく。

ディアスポラのパレスチナ人にとって、「ワタン」はトランスナショナルに居住地を展開する同胞の間の紐帯でもある。個別の出身地に基礎を置き、そこからパレスチナ全体に向けて拡大する「ワタン」は、その指し示す地理的範囲の伸縮性によって、彼らが共有できる帰属地となる。離散によって相互の日常的な接触を妨げられ、直接に同朋意識を抱くことが難しくなった人々にとって、「ワタン」はお互いをとり結ぶナショナリズムの基盤となっているのである。

論文の審査結果の要旨

本論文は、ヨルダンのアンマーンに在住するパレスチナ系住民のフィールドワークを通して、その帰属意識とナショナリズムを探っている。とりわけ、パレスチナからの離散に焦点を当て、「ワタン」（故郷）というアラビア語の概念をキーワードに、パレスチナをワタン、ヨルダンをホーム(home)として両地への帰属意識を分析し、ワタンこそが離散のパレスチナ人にとってナショナリズムの中核となっていると結論づけている。

論文は5つの章から構成され、第1章で研究の概要、第2章で研究の背景が述べられ、第3章の「同郷集団」の記述と分析、ならびに第4章のトランスナショナルなネットワーク形成へとつづき、第5章で結論が提示される。第1・2章では各国の市民権や国籍の規定、パスポート、IDカード、渡航記録表など各種の許可証や登録カードなどをめぐる個人の戦略と具体的な行動を分析し、それがパレスチナ人のアイデンティティ形成と不可分の関係をもつことを示唆している。議論の中心は第3章と第4章であり、それぞれWA地区とR地区のインテンシブなフィールドワークにもとづくデータに依拠し、経済低開発地域居住者と高級住宅地居住者（富裕層）という、ふたつの異なる経済階層をとりあげ、バランスのとれた構成をめざしている。低開発地域のWA地区では血縁関係の近い親族はもとより、母方親族や姻族との往来が頻繁であるのに対し、高級住宅地のR地区では訪問対象の親族は限られている。また、前者がヨルダン国内ならびに隣接国の親族訪問を主たる目的とするのに対し、後者はクウェートや欧米諸国にまで範囲が広がり、目的も親族訪問に加えビジネスや観光など多様である。共通点としてはワタンへの「愛着」が指摘され、前者では出身村近くの虐殺の記憶が、後者では土地・財産の喪失の記憶が重きをなしていると分析される。

パレスチナ人は、居住地や出生地、移住（離散）の時点などを基準に、関係各国や国連機関などによって分類され、管理（あるいは放置）されてきた。しかし本論文は、彼（彼女）らが自分たちを区分・管理する制度に立ち向かい、自身と家族親族の生存を保持する戦略をもつ人たちでもあることを実証的に解明している。とりわけ親族関係の議論にローカルなカリーブ（親類）の概念を導入し、アイデンティティとナショナリズムをめぐる研究を進展させたことは、高く評価できる。本論文はまた、ポストモダン、ポストコロニアルの研究潮流に目くばりをきかせたディアスポラ研究としても位置づけられる。離散難民のナショナリズムが、彼（彼女）らの故郷に対する記憶に基盤をおくものであり、政治的な意図によって「想像」かつ「創造」されただけのものではないことを具体的な事例にもとづいて明らかにしている。現地の政治・社会情勢が厳しく、さまざまな制約があるなかで長期滞在調査を実施しただけでなく、インタビュー調査やアンケート調査を取り入れるなど調査方法にも随所に工夫がみられる。

とはいえ、いくつかの課題も残している。インタビューの会話を「語り」として分析する手法については、より緻密な議論がほしかったし、さまざまなネットワークの戦略や性格の相違についても、もう少し詳しく言及する必要があるだろう。

しかしながら、本論文で提示されたデータは民族学研究・中東研究の双方においてきわめて貴重であり、ワタンをめぐるアイデンティティとナショナリズムの議論も学術的に高い意義を有している。本論文は研究のさらなる展開を期待させる点においても十分であり、

学位の授与に値すると判断した。